

大監第 20-1号  
令和3年10月25日

大台町長 大森 正信 様

大台町教育長 森 亨 様

大台町監査委員 中井 裕

大台町監査委員 野村 政美

### 令和3年度財政援助団体に対する監査報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体について監査した結果を別添のとおり報告します。

# 令和3年度 財政援助団体に対する監査報告書

## 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、町が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、当該財政援助に係るものを監査する。

## 2 監査の対象団体

大台町が補助した3団体の当該補助金にかかるもので、その出納その他それに関する事務について監査を行った。

補助金名	所管課名
大台町社会福祉協議会（シルバー人材センター）補助金	町民福祉課
大台町スポーツ協会補助金	教育課
大台町観光協会補助金	産業課

## 3 監査の実施日

令和3年7月16日

## 4 監査の方法

補助金交付団体の令和2年度の補助金に係る事務が、大台町補助金等交付規則並びに各事業別補助金交付要綱等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、補助金交付団体及び所管課から提出された関係書類を、事前監査し、所管課から説明を求めるなどにより実施した。

## 5 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

- (1) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (2) 事業計画に沿った事業が実施されているか、また、実施事業が変更された場合、事業計画承認変更により承認を受けているか。
- (3) 事業の完了時の実績報告は行われているか。
- (4) 補助金に係る現金出納簿等会計経理は適正に行われているか。
- (5) 補助金額の算定、交付方法、交付時期は適正に行われているか。

## 6 補助金の状況

### (1) 大台町社会福祉協議会（シルバー人材センター）補助金の状況

区 分	内 容
補助金の名称	大台町社会福祉協議会（シルバー人材センター）補助金
補助金交付団体の名称	社会福祉法人大台町社会福祉協議会
事業補助金交付規則又は要綱等	・大台町社会福祉協議会補助金交付要綱（平成27年4月1日施行） ・大台町シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）
補助金の目的	大台町シルバー人材センターの健全な運営を図り、もって高齢者福祉の増進に資する。
補助金の額	5,900,000円
事業の内容	1. 運営委員会 ・事業報告 2. 会員研修会 ・安全管理講習会 3. 連合会事業 ・事務局長会議等 4. 作業内容 (1) 植木の剪定 (2) 農作業 (3) 茶刈り (4) 各種消毒 (5) 屋外作業

	<ul style="list-style-type: none"><li>(6) 草取り</li><li>(7) 草刈り</li><li>(8) 除草剤散布</li><li>(9) 屋外軽作業</li><li>(10) その他屋外作業</li><li>(11) 屋内清掃作業</li><li>(12) 屋内軽作業</li><li>(13) その他作業（軽作業）</li><li>(14) 福祉サービス</li></ul>
--	---

(2) 大台町スポーツ協会補助金の状況

区 分	内 容
補助金の名称	大台町スポーツ協会補助金
補助金交付団体の名称	大台町スポーツ協会
事業補助金交付規則又は要綱	大台町体育協会補助金交付要綱 (平成24年4月1日施行)
補助金の目的	体育振興及び健康増進を図るとともに、スポーツ精神の昂揚に努めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付する。
補助金の額	1,794,200円
事業の内容	1. 町民の体力、運動能力の向上に関する事業 2. 体育の指導奨励に関する事業 3. 体育に関する大会、講習会等 4. 体育施設の普及に関する事業 5. 町内地域・地区体育協会の指導、育成に関する事業

(3) 大台町観光協会補助金の状況

区 分	内 容
補助金の名称	大台町観光協会補助金
補助金交付団体の名称	大台町観光協会
事業補助金交付規則又は要綱	大台町観光協会補助金交付要綱 (平成31年4月1日施行)
補助金の目的	大台町の観光業の振興と地域の発展を図るため、大台町観光協会が行う事業に対し補助金を交付する。
補助金の額	11,000,000円
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会議               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通常総会</li> <li>(2) 理事会等</li> <li>(3) 監査</li> </ol> </li> <li>2. 効果的な情報発信               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大台町観光協会ホームページの活用</li> <li>(2) Facebook、Instagram、Twitterの活用</li> <li>(3) 多言語（日本語・英語・中国語）でのホームページによる情報発信</li> <li>(4) メディアへの情報提供</li> <li>(5) 観光関連雑誌への記事掲載</li> <li>(6) 観光協会ホームページ全面リニューアル</li> </ol> </li> <li>3. 奥伊勢テラスの運営</li> <li>4. 地域イベントの開催・支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) モニターツアー・フォトツアーの実施</li> <li>(2) インフルエンサーを活用した情報発信</li> <li>(3) 地域での祭りの支援</li> </ol> </li> <li>5. 観光客の受入体制の整備</li> </ol>

## 7 監査の結果

当該補助金については、補助の目的に沿ったものであり、概ね適正に執行されている。

しかし、次のとおり一部改善を要する事項があったので補助の対象となる団体にあつては、所管課と協議のうえ、適正な措置を講じ、所管課にあつては補助金対象団体に対する指導を含め適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善を要するもののうち軽易なものについては、記述を省略した。

### (1) 大台町社会福祉協議会（シルバー人材センター）補助金に関する事項

#### ア) 社会福祉法人大台町社会福祉協議会に関する事項

##### ・会計管理について

当該運営事業補助金に係る収支について明確となるよう、他の事業とは別に現金出納簿等の経理簿を作成し、適切な会計管理をされたい。

#### イ) 所管課に関する事項

##### ・補助金の額の決定について

交付申請の時点で、補助の目的に沿った補助になっているか精査し、補助金の額を決定すること。

### (2) スポーツ協会補助金に関する事項

#### ア) 大台町スポーツ協会に関する事項

##### ・計画変更申請について

大台町スポーツ協会の実績報告により、補助金の額を減額しているが、大台町補助金等交付規則第5条第4号の規定により、事業計画変更承認申請などの提出を求め、町の承認を受けること。

・現金・預金の管理を通帳により行っているが、現金・預金出納簿が作成されていないので作成し、適正に管理されたい。

#### イ) 所管課に関する事項

##### ・大台町補助金等交付規則の遵守について

補助金の交付については、大台町補助金等交付規則を遵守し、下記のとおり交付事務を行うこと。

①補助金の交付の申請（大台町補助金交付規則第3条）

②補助金の交付決定（同規則第4条）

③事業計画変更承認申請と承認（同規則第5条第3号）

- ④実績報告（同規則第12条）
- ⑤補助金等の額の確定（同規則第13条）
- ⑥補助金等の交付（同規則第15条）

（3）大台町観光協会補助金に関する事項

ア）大台町観光協会に関する事項

- ・計画変更申請について

観光協会の実績報告により、補助金の額を減額しているが、大台町補助金等交付規則第5条第3号並びに第4号の規定により、事業計画変更承認申請などの提出を求め、町の承認を受けること。

イ）所管課に関する事項

- ・翌年度繰越金について

11,000,000円の補助金に対して、翌年度への繰越金が2,847,877円と補助金全体の26%となっている。補助金については、当該年度に実施された事業に対して交付されるべきものであり、翌年度に繰越された額が適当でないと思われる。適正な額を早期に把握し、補助金を交付するように努められたい。

## 8 意見

補助金の交付にあたっては、大台町補助金等交付規則及び各補助金別に定められた補助金要綱等を遵守し、事業を実施していただきたい。また、目的の達成やその効果は十分に発揮されているかなどを検証し、補助事業の適正化を図られたい。

財政援助団体に対しては、補助事業の遂行にあたって会計管理の明確化を図るため経理関係書類等の整備を行うよう指導されたい。